

令和3（2021）年度第3回那須塩原市環境審議会 意見聴取結果

報告事項

（1）那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例及び同条例施行規則の一部改正について

委員名	質問、意見等	回答等
林 委員	<p>・第2条(1) 名称、項号の訂正ですか？</p> <p>法律第108号平成23年制定が変わらないとすれば、最初から名称を誤っていたということか。改定されたとすれば、改定年を示すのが良い。</p>	<p>・今回の改正は、名称の誤りではなく、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和4年法律第49号）」の一部改正があり、その法律の附則で題名が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」から「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改正されたことにより、条例を改正するものであります。</p> <p>法律の一部改正では、法律番号の変更は必要ないことから、「平成23年法律第108号」の表記としております。</p>
大久保 委員	<p>・原案（改正案）通りで、承認します。</p>	<p>・ゼロカーボンシティの実現に向けて、地域に調和した太陽光発電の導入促進を図ってまいります。</p>
栗谷 委員	<p>・改正案第2条4号オについて</p> <p>第2回審議会でもコメントしたとおり、「荒廃農地」は法律用語ではなく、登記事項でもないため、その該当性を客観的に確認することは困難であるものと考えられる。この点、太陽光発電設備を設置する事業者が「荒廃農地」に該当することをどのように判断することを予定しているのか？</p> <p>農地台帳ではおそらく遊休農地であるか否かを確認することはできても「荒廃農地」に該当することを確認することはできないのではないか？</p> <p>事業者は農業委員会に問い合わせ「荒廃農地」に該当するか否かを確認し、その証明書を市に提出するという流れになるのか？</p>	<p>・「荒廃農地」は、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて（令和3年6月14日3農振第714号（農林水産省）農村振興局長通知）の別表（2）に規定されており、農業委員会で「荒廃農地」を把握しております。</p> <p>営農型太陽光発電設備については、農地の一時転用許可が必要であり、農業委員会へ許可申請することになります。</p> <p>通常、事業者は計画について農業委員会と事前協議を行いますが、その際「荒廃農地」に該当するかどうかを確認することができます。</p>

<p>鈴木委員</p>	<p>その点の運用上の整理を明らかにしていただくとともに、改正案第2条4号オの表現についても運用上問題が生じないものとなるよう検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同上同号クについて 「研究目的」は抽象的で幅が広すぎないか。太陽光発電設備を設置してその発電を利用してなんらかの研究を行うものであれば全てそれが許容されるのか。市長は何に対する「必要性」を判断するのか。 <p>また、設置時に研究目的があったとしても、その研究目的が完了した後に売電目的に転用される可能性があり、それについてはどのように対応するのか？</p> <p>今の文言では恣意的に解釈される可能性があり、より限定的な解釈にすることが望ましいと考える。たとえば、「市による脱炭素化の取組を推進することを目的とした研究のために必要であると市長が特に認めた太陽光発電設備であって、その研究目的終了時に撤去されるもの」などの文言が考えられるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条（4）のオのとおり、「営農を継続しながら・・・」が前提でもあることから、設置申請に当たっては、十分な協議をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、恣意的に解釈される可能性はありますので、申請の手引き等により、事業者が誤った解釈をしないように周知していきたいと考えております。 <p>具体的には、研究内容、設置場所、設置期間、設置期間終了後の撤去処理などにより、市の脱炭素化に寄与するかを判断していきたいと考えております。</p> <p>また、研究目的が完了した後に売電目的に転用される場合、許可申請の対象になりますので、計画段階から研究終了後の対応について、事業者と十分に協議していきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農型太陽光発電設備については、農地の一部転用許可が必要であることから、農業委員会と十分な協議を行い、適切な許可事務に努めます。
-------------	--	---

(2) 那須塩原市気候変動対策計画(案)について

委員名	質問、意見等	回答等
林 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的推進を願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの目標達成に向け、官民一体での取組を推進してまいります。
大久保 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2 ページ34、36、39の畜産の項全体として、とくに異存はありません。畜産における草食畜産の飼育(飼料供給)に関し、放牧システムが著しくエネルギー効率(化石エネルギー)が良いと考えます。「放牧方式の推進」を加えては如何? 	<ul style="list-style-type: none"> ・御提案の取組については、畜産担当部署と情報を共有し、実現可能性について検討したいと考えます。
柴崎 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2の27~28ページの「項目」のフォント統一→とくに理由が無ければ、フォント(字体)を統一したほうがよいと思います。 ・資料2 32ページ 温泉熱の追加導入容量→R12(2030)年度について、「再エネ熱」のなかで「温泉熱」だけ「50千GJ」を具体的な数字が入っていますが、その根拠は何ですか? 	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷時の不具合が原因でした。フォントの不一致は再度確認いたします。 ・温泉熱については、環境省が実施した板室温泉におけるゼロ・カーボン温泉地の検討報告書を参考とし、その試算結果を掲載しております。
粟谷 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2の51頁 重点プロジェクトのうち、地域新電力の設立及び2026年までの公共施設への電力契約100%については意欲的な目標であると考えます。具体的なロードマップに基づく実現を期待したい。公共施設の対象範囲についても明確にされたい。 ・資料2の54頁 気候変動の影響の理解促進につき、2020年度が8.2%とあるのが 	<ul style="list-style-type: none"> ・市有の公共施設は、小規模のもの(公衆トイレ等)を含め約300施設あります。このうち、高圧受電契約をしている施設(約80施設)を目標の対象としております。これ以外の低圧受電契約の施設についても、順次検討を進めますが、事業効果が高いと想定される高圧受電契約の施設を優先的に実施する計画としております。 ・令和2年度に実施したアンケート結果では、「気候変動の影響に負けずに暮らしていくための取組」について、「既に取り組んでいる」・

<p>月井誠一委員</p>	<p>2026 年度に 50%となっている。定量的評価をどのように行っているのか不明である。</p> <p>・再生可能エネルギーの生産拡大を推進して、電力を原発や火力発電にできるだけ依存しないよう目指すのは、世の中の流れであり、必要なことです。しかし、この那須塩原市の現状を見ると、超大規模メガソーラーが 次々と建設され、緑豊かな森林（雑木林）がどんどん伐採され、生物多様性も失われていくのは、何とも矛盾を感じます。森林が吸収している CO2 と O2 の生産、そして、自然豊かな緑の環境を 50 年先、100 年先の子孫に伝えていくことが、なによりも大切ではないでしょうか？</p> <p>その点について、どこかに触れてもらいたいと思います。</p>	<p>「積極的に取り組みたい」と回答した市民の合計が、50%程度でした。2026 年度までに「積極的に取り組みたい」と回答した市民が気候変動に対応するための取組を行うことを見込んで、目標を 50%としております。</p> <p>・御指摘いただいたような内容は全国的に課題となっていることから、改正地球温暖化対策推進法において地域脱炭素化促進事業が制度化されました。</p> <p>本市におきましても、P 4 1 に記載のとおり、改正地球温暖化対策推進法に基づき促進区域等の設定を行い、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>・資料 2 の 39 頁</p> <p>農業分野の脱炭素化を目指す方向としていることから、農業におけるヒートポンプの活用や各種作業機械（ドローンによる肥料農薬散布、バッテリー式芝刈機等）の利用促進もあってもよいのではないかと。</p> <p>※みどりの食料システム戦略の動きもあるため。</p>	<p>・農業分野の脱炭素化に関する市が取り組む内容として、「ロボット技術や情報通信技術 ICT を活用したスマート農業の調査研究」を掲げております。スマート農業の調査研究の中で、各種作業の省エネ化、機械化の検討を行っており、農業における生産性向上等とあわせて、農地や家畜からのメタン、一酸化二窒素の排出削減の推進に取り組んでまいります。</p>
<p>屋代委員</p>	<p>・P 3 0</p> <p>中間目標である 2030 年での 50%削減の内訳は P. 3 1 にありますが、「産業部門で 59%減」「運輸部門で 20%減」というおおくりの記載で終わっています。</p> <p>以降の頁に細かい施策が記載されていますが、数値は併記されておらず、どの施策にどのくらいの削減を見込んでいるのか分かりま</p>	<p>・P 3 4 以降の「市民や事業者に期待するアクション」には、定量的施策だけでなく定性的施策も記載しており、数値を記載しない方向で調整しました。</p> <p>計画推進に当たっては、企業や市民の取組は重要と考えておりますので、皆が自分事として意識し、実践につながるよう周知を工夫してまいります。</p>

せん。

企業や市民のみなさまに協力をいただくことで成し得る計画であることから、どの施策にどのくらい力を入れなければいけないか、いかに厳しい目標かを認識いただくために、細かい施策毎の数値を併記した方がよいのではないのでしょうか。

・ P 3 5

① 自動車は、ゼロカーボン・ドライブとなる割合をどれくらいと想定するのでしょうか？

② 例えば、自動車メーカーは電気自動車への移行に力を入れています、「電気自動車にすること」イコール「ゼロカーボン・ドライブ」ではないことを誤解の無いように注記しておく必要があるのではないのでしょうか。火力発電から充電する場合はゼロカーボン・ドライブにはならず、再生可能エネルギーから充電する場合にのみゼロカーボン・ドライブになると考えられます。

③ 充電側（自動車）と発電側（再生可能エネルギー）の両方の整備が進まないゼロカーボン・ドライブは実現しませんが、発電側の整備が遅れている（例えば再生可能エネルギーの増分は27%※1）という問題があぶり出されるのではないのでしょうか。

これは、ゼロカーボンドライブや自動車が分類される運輸部門だけではなく、計画全体に関わる課題と考えられます。

※1 P. 3 2では、「再エネ電気」について、

現時点の 2020年 $208+1.4+1.2=211$ 千kW・・・A

中間目標の2030年での増分 $57+0.28=57$ 千kW・・・B

増加割合 $C=B/A=57/211=27.0\%$

① 定量的な把握が難しいことから、具体的な目標は定めておりません。ゼロカーボン・ドライブの実現に向けて、市では公用車の電動化に合わせ、再生可能エネルギー由来電力の使用を推進してまいります。

② P 3 5内に「ゼロカーボン・ドライブ」の補足説明を記載しております。

③ 再生可能エネルギーについては、P 3 2に掲げた追加導入容量を目標値とし、地域調和を図りつつ最大限の導入を進めてまいります。

(3) 第三期那須塩原市版環境マネジメントシステム（那須塩原市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】）（案）について

委員名	質問、意見等	回答等
林 委員	<p>・資料3の3～7頁 目標値の表</p> <p>現状（令和2年度）の数値が、基準年より高いと見るか、変化なしと見るか？</p> <p>いずれにしろ、現状の分析・見直しを明らかにする必要がある。どの部門がこうだからこうした対策が必要だ（「対策計画（案）」を前提により細かい分析が必要と思う）そのうえでの第6章であることの明示。</p>	<p>・現状（令和2年度）の数値は基準年度（平成25年度）より増加しており、その要因として、施設の新設や小・中学校等の普通教室へのエアコン設置が考えられます。第6章で掲げる具体的な取組により、温室効果ガスの削減に努めてまいります。</p>
大久保 委員	<p>・資料3 ページ6、9</p> <p>CO₂排出量の最大が廃棄物の焼却です（ページ6の【CO₂】の表）が、これに対応する取組や重点施策の具体策が挙げられていません。ご一考ください。</p>	<p>・廃棄物の焼却によるCO₂排出量を削減するには、那須塩原クリーンセンターへのプラスチックごみ搬入量を減少する必要があります。令和4年度に一般廃棄物処理基本計画の策定を予定しているため、その計画を踏まえ、廃棄物の焼却によるCO₂排出量の削減に取り組んでまいります。</p>
柴崎 委員	<p>・資料3 8ページ ③の用語</p> <p>→『ZEB Ready』と「(再生可能エネルギー導入なし)」の英語と日本語の意味が合わないように思いますが、いかかでしょうか？</p>	<p>・『ZEB Ready』（再生可能エネルギー導入なし）は、英語と日本語の意味が合わないように思われますが、国が策定した政府実行計画から引用しており、『ZEB』（100%以上削減）、『Nearly ZEB』（75%以上100%未満削減）と併せての定義としているため、現行の用語とします。</p>
粟谷 委員	<p>・資料3の5頁、6頁</p> <p>第2回審議会で配布された案の温室効果ガス排出量と数値が大きく変わっている。とりわけ「廃棄物の焼却に」伴うCO₂排出量が36.0から20,403.6に変わっている。この数値の変更理由を説明されたい。</p>	<p>・「廃棄物の焼却に」伴うCO₂排出量が36.0から20,403.6に変更した理由は、廃棄物の焼却によるCO₂排出量の算定漏れが判明したことから、廃棄物の焼却によるCO₂排出量（20367.6）を含めたためであります。</p> <p>今回、改めて、数値を精査しましたが、36.0は市役所から排出される廃棄物の量から算定し、20367.6は市域全体から排出される廃棄物</p>

	<p>・資料 3 の 12 頁等</p> <p>第 2 回審議会でもコメントしたが、マネジメントシステムの対象となる事務事業とプロジェクトとしての実施計画とは区別する必要があると考える。具体的には取り組み項目の「4 その他の事務事業」はマネジメントシステムを構築することによる PDCA サイクルの対象となるが、その他の施策はマネジメントシステム以前の問題である。マネジメントシステムの運用自体は日常的な業務改善のために意義があると考えるので、有効な運用となることを期待する。</p>	<p>の量から算定しているため、20367.6 に 36.0 が含まれており、重複していることが判明しました。</p> <p>度重なる修正となり、申し訳ございませんが、正誤表を送付させていただきます。</p> <p>・ご指摘のとおり、マネジメントシステムの運用自体は日常的な業務改善のために意義がありますが、本市の場合、温室効果ガスの総排出量の削減を計画目標としております。計画目標達成のため、有効にマネジメントシステムを運用してまいります。</p>
--	--	---

【資料3】第三期那須塩原市版環境マネジメントシステム
 (那須塩原市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】) (案)

正誤表

	正	誤
P 5		
3 温室効果ガスの種類別総排出量		
本文 総排出量	29,553	29,589
二酸化炭素	28,494	28,530
表【温室効果ガス総排出量(平成25年度)】		
種類 二酸化炭素(CO ₂)の排出量	28,494	28,530
二酸化炭素(CO ₂)のCO ₂ 換算排出量	28,494	28,530
合計 CO ₂ 換算排出量	29,553	29,589
グラフ【総排出量に対する各温室効果ガス排出量の割合】		
総排出量	29,553	29,589
一酸化二窒素の割合	3.1%	3.0%
P 6		
4 温室効果ガス排出量(平成25(2013)年度)の内訳		
表【二酸化炭素(CO ₂)】		
廃棄物の焼却	20,367.6	20,403.6
P 7		
1 温室効果ガスの総排出量に関する目標		
表【温室効果ガスの総排出量目標値】		
平成25(2013)年度(基準年度)	29,553	29,589
令和2(2020)年度(現状)	31,277	31,320
令和12(2030)年度(目標年度)	14,776	14,794
表【温室効果ガスの総排出量の目標値の内訳】		
種類 二酸化炭素(CO ₂)の平成25(2013)年度(基準年度)	28,494	28,530
二酸化炭素(CO ₂)の令和12(2030)年度(目標年度)	13,811	13,829
合計 平成25(2013)年度(基準年度)	29,553	29,589
令和12(2030)年度(目標年度)	14,776	14,794